

津市土地開発公社に対する用地買収等の依頼に関する事務取扱要綱

平成 18 年 2 月 13 日訓第 148 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日訓第 26 号

改正 平成 29 年 3 月 28 日訓第 21 号

改正 令和 4 年 11 月 29 日訓第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が公用地及び公共用地の買収等を津市土地開発公社（以下「公社」という。）に依頼する場合における事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公社への依頼手続)

第 2 条 部長（担当理事及び総合支所長を含む。以下同じ。）は、津市土地取得等審査委員会規程（平成 18 年津市訓令第 35 号）第 7 条の規定による通知を受けたときは、用地買収等事業計画書兼依頼書（第 1 号様式）を政策財務部税務・財産管理担当理事に提出するものとする。

2 政策財務部税務・財産管理担当理事は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに用地買収等依頼書（第 2 号様式）により、公社の理事長に依頼するものとする。

(進捗状況)

第 3 条 市長は、前条第 2 項の規定により公社に依頼した事業（以下「依頼事業」という。）について、毎年度 6 月、9 月、12 月及び 3 月の各末日現在の進捗状況の報告を公社から受けるものとする。

(公社との覚書の交換)

第 4 条 市長は、公社への依頼事業について、補助事業その他の事業の性質上特に公社と取決めを行う必要があるときは、公社と覚書を交換するものとする。

2 部長は、公社と十分連絡を密にし、依頼事業の早期完了に努めるものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 18 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓第 26 号）

この訓は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月８日訓第２１号）

この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１１月２９日訓第８４号）

この訓は、令和４年１２月１日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

用地買収等事業計画書兼依頼書

（記 号 番 号）

年 月 日

（宛先） 政策財務部税務・財産管理担当理事

部長

（氏 名）

年度事業計画書を次のとおり提出いたしますので、公社に依頼をお願いします。

		担当部課名	
事 業 名			
用途、買収等の理由及び利用計画など			
所 在 地			
地 目			
買 収 面 積	m ²		
買収（先行取得）の必要性			
予 定 価 額	年 月 日 算出根拠（ ）		円
所 有 者			
買 収 時 期	年 月 日から 年 月 日ごろまで		
事 項 区 分	物件別補償件数	件	
	造 成 工 事	m ²	
取得財産を事業に供する時期			
買戻予定時期			
備 考	年 月 日 政策決定（市長、副市長、政策財務部その他関係部局の長による先行取得予定地の事業化についての政策決定をいう。）済み 年 月 日 第 回 津市土地取得等審査委員会承認済み		

※ 添付書類 政策決定に係る会議録及び添付資料並びに津市土地取得等審査委員会に係る会議録及び添付資料 各2部

第2号様式（第2条関係）

用 地 買 収 等 依 頼 書

(記 号 番 号)
年 月 日

津市土地開発公社
理事長 (氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

次のとおり用地買収等を依頼します。

	担当部課名	
事 業 名		
用 途		
所 在 地		
地 目		
買 収 面 積	m ²	
予 定 価 額	円	
所 有 者		
買 収 時 期	年 月 日ごろまで	
事 項 区 分 (該 当 個 所 を ○ で か こ む)	物件別補償	造成工事 支払
取得財産を事業 に 供 す る 時 期		
取 得 予 定 時 期		

※ 添付書類 位置図・平面図・関係資料 各1部